

官民競争入札等監理委員会
第175回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第175回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成28年6月13日（火）16:00～16:45

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 事業の評価（案）について
 - 労災ケアサポート事業
 - 労災特別介護援護事業
3. 公共サービス改革基本方針（案）について
4. 官民競争入札等監理委員会・あり方の検討に関するWGの近況について
5. 閉会

○引頭委員長 皆様、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、第175回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議題は、議事次第のとおりでございます。議事次第の2から4まで御議論いただきたいと思っております。

では、本日の議題に入らせていただきます。まず、議事次第2の事業の評価（案）について、2件御審議いただきたいと思っております。事業の評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づき、総務省が評価案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、労災ケアサポート事業、労災特別介護援護事業について、事務局より御報告をお願いいたします。

○小八木参事官 それでは、事務局より説明させていただきます。まず、これまでの書面審議での御協力どうもありがとうございます。これまでは、閣議決定いたしました基本方針に向けまして、終了プロセスを中心に御審議いただいていたわけですが、ここからも継続事業を中心になります。本日は、書類が整っております労災関係の2件の評価につきまして、御説明させていただきます。

まず、結論から申し上げますと、継続でいかがかというふうに考えております案件でございます。資料1をごらんください。

まずは、労災ケアサポート事業の評価でございます。この案件は1期目でございます。平成26年度からの3カ年ということで、全国7ブロックで行っておるものでございます。単年度当たりで約4億3,000万円の事業でございます。入札の状況のほうはここにございますように、1者応札ということで一般財団法人労災サポートセンターというところに受託しているものでございます。

1枚おめくりいただきまして評価でございますけれども、確保されるべき質の状況でございますけれども、質につきましては、おおむね達成されているというふうなことで、まさに利用者のアンケート調査、それから、各種事業の実施状況につきまして、おおむね達成されてございます。

それから、民間事業者からの改善提案でございますけれども、こちらのほうは労災保険に係る専門的な事項ですとか、あるいは法律問題ですとか、これについて適切な助言、指導を行っていたりとか、あるいは中央研修というのを開きまして、いろいろと医学的な知識ですとか、介護機器の知識ですとか、あるいは関連する諸制度の知識なんかについて、情報の共有を図って、質を上げるべく事業者のほうで改善を行ったということでございます。

経費のほうでございますけれども、こちらのほうは14%削減されてございます。ただ、冒頭で申し上げましたように競争性の確保につきまして、1者応札だということもございまして、こちらのほうは継続でいかがかというふうに考えておる次第でございます。

4ページのほうをおめくりいただきますと、継続するに当たりましては、過去に説明会

に参加した者へのヒアリングにおきまして、一般管理費が不明だったり、あるいは実績の情報が不足していて、なかなかイメージがしづらいというふうな御意見等がございましたので、それを踏まえまして、事業費及び一般管理費の科目の明示ですとか、あるいは一般管理比率の妥当性ですとか、それから、業務内容及び事業実績に関する情報提示の拡充ということを図っていくということとしてございます。

1件目は以上でございまして、続きまして資料2をごらんいただければと思います。こちらのほうは、労災特別介護援護事業についてでございます。こちらの事業は、特別介護援護ということで60歳以上の者に対しまして、労災の対象の60歳以上の者に対しまして、入居型の介護サービスを提供する事業でございます。こちらのほうも1期目でございます、平成26年度からの3年間。単年度で約17億6,000万ということで、全国8施設を受託するものでございます。

入札の状況のほうをごらんいただきますと1者応札ということで受託事業者のほうは、先ほどと同じ一般財団法人労災サポートセンターでございます。

1枚おめくりいただきまして、質のほうでございますけれども、こちらもおおむね適でございます。利用者のアンケート調査ですとか、施設の入居率ですとか、実施状況についてということで施設の入居率につきましては、北海道では死亡が多かったですとか、あるいは愛媛はそもそも重度の被災労働者を対象としておるんですけれども、そもそも重度の被災労働者が少ないといった理由で入居率がそれほど高くはなかったというところがございますけれども、おおむね達成されている。

それから、民間からの改善提案でございますけれども、こちらのほうも各施設で勉強会を行いまして、日ごろの実践的な知識を共有したりとか、あるいはケアサポート事業との連携を行ったというふうなことを行っております。

3ページ目の経費でございますけれども、約3.8%の削減となっております。

また、おめくりいただきまして、4ページ目でございますけれども、こちらのほうも先ほどと同様、競争性の確保の面で1者応札だということもございまして、継続でと考えてございます。継続するに当たりましては、先ほどと同様、事業費ですとか、管理費の科目の明示、それから、業務内容及び事業実績に関する情報提示の拡充。それから、看護師の確保がなかなか難しいということで就労条件の形態及び人員配置の検討と、それから、千葉施設で保管する運営預かり金の必要性についても検討を行うとことを申し送っております。

以上、簡単にではございますけれども、説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○引頭委員長 御説明ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、井熊委員お願いします。

○井熊委員 御説明ありがとうございます。両方とも継続ということで基本的に異論は

ないのですけれども、両方とも説明会参加者数が1者というところが非常に特徴的かなと思っております。説明会に来ないというのは、そもそも本質的に全く関心がないというようなことで、そのハードルが何なのかというところをぜひ次に向けて十分に調査をして、介護ということ自体はやっている業者さんがたくさんいるわけで、もしかしたら、この労災という言葉とかいうようなところが何かすごくハードル感がある感じになっているのかもしれないとかいうようなことで、その辺はぜひ十分調査して、次に臨んでいただければと思います。

○引頭委員長 貴重な御意見ありがとうございました。事務局から何かございますか。

○小八木参事官 おっしゃるとおりでございますので、介護の関係というのは、できる事業者というのは、実際にはかなり多いと思いますので、今の御意見を受けとめまして、次回きちんと進めていきたいと思っております。

○引頭委員長 ほかに御意見は、では、清原委員、お願いします。

○清原委員 御説明ありがとうございます。先ほども御指摘ありましたように、訪問支援事業とか、ホームヘルプサービス事業でありますとか、あるいは施設介護事業、短期滞在型介護業務であれば、介護保険事業の中で行っている事業者は全国多々あると思うんです。

ただ、今回この枠組みでは、7ブロックとか、8施設とか、それを一挙に1事業者が担うということですね。つまり、全国的な施設を1事業者が取り組むということが前提のように伺ったんですけれども、これはもちろん、労災ケアサポート事業の場合には、7ブロックごとに実施した入札全てにおいて、上記の結果となったということは、それぞれのブロックで1者しか説明会に参加しなかったということなので、これはそれぞれのブロックごとであれば、それなりの事業者があり得るかなと思ったものですから、先ほど井熊委員もおっしゃいましたように、本当にすごく不思議だなと思えました。特殊なものがあるとなれば、「重度被災労働者」という表現であったり、「労災特別介護施設」という表現であったり、それが一般的な介護施設あるいは老人介護施設、障害者介護施設等とどこが違うのかということについて、ひょっとしたら説明をされることによって、御関心を持ち、参入できる事業者の方もいらっしゃるかなと思えました。今回の評価で「継続」ということで、私もよろしいのではないかと思います。ぜひ次に1者にならないための示し方というんでしょうか、事業の説明の在り方について、御検討いただくように、私からもお願いいたします。

以上です。

○引頭委員長 ありがとうございます。事務局からございますか。

○小八木参事官 これも全く同感でございます。やはり重度ですとか、労災とか、一般的な社会福祉事業をやっている事業者というのは、かなりいらっしゃる中で労災制度もわかっていないといけない。それから、プラスして重度の方を扱わなければならないというふうなところで若干逡巡があるのかもしれないので、先ほどの御指摘を受けとめながら進めていきたいと思っております。

○引頭委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

はい。石堂委員。

○石堂委員 御説明の最後のほうで千葉施設で保管する運営預かり金の必要性というのが出てきたときに、ふっと思い出したんですけれども、確かに以前に、この案件を扱ったときに、これは一体何なんだということで随分議論がありまして、結局、当面いろいろな制約の中でこれは置いておこうということになったんですけれども、それからおそらく2年か3年たって、一つには、この運営預かり金があつてよかつた、ほかの制度でちょっと考えられないような、これがあつたから助かつたというような事象がこの間あつたのかどうか。それから、もう一つは、前回、随分議論しましたので、その議論の先、どんな検討がなされて、今はどんな方向性を向いているのか、というのは、今日でなくても結構ですので、次回の要項のときまでにしっかり説明できるようにしていただきたい。

以上です。

○引頭委員長 これにつきましてはよろしく願いいたします。ほかに何かございますか。

すみません、私から1点質問があります。最初のケアサポート事業の資料の3ページ目にあります、同評価のまとめのところで、1者応札が続いている理由、課題について3つ整理されています。①の情報開示不足については、次の4ページに情報開示を今後していくとしており、②の実施経費の内容についての情報開示についても今後の対応が記載されています。ですが、③の業務の要件が過度に厳格すぎるという点につきましては、4ページで改善点では今後の対策が見当たらないのですが、これはそもそもどういうことであつて、どういう改善をするということなんでしょうか。

○小八木参事官 お願いしていいですか。

○引頭委員長 では、事務局からお願いします。

○事務局 今、御指摘いただいた点、③の業務の要件が過度に厳格すぎるところを今後の方針において反映されていないという御指摘……。

○引頭委員長 まず、そもそもこれがどういうことなのかというのと、そに対する改善策が記載されていないように見えるのですけれども、これに対して何か施策がありますかという質問です。

○事務局 こちらの業務の要件が過度に厳格すぎるとするのは、別添の11ページ目になるんですが、こちらの外部有識者の意見にある、業務の要件緩和というところがあるんですが、このホームヘルパー研修の開催回数や研修時間の見直しを検討すべきという点が、例示的に列挙されていて、これも業務の要件ということで、例えば、開催が多いということとか、研修時間をもう少し少なくするというようなことで、過度に厳格すぎるという表現をしているのです。

○引頭委員長 そうであれば、これは、今後の方針の中でも、どのような検討がされたのかについて記載していただいた方が……。

○事務局 そうですね、ちょっと漏れていたところですよ。

○引頭委員長 そういうことですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

ほかにございますか。関根委員、お願いします。

○関根委員 ありがとうございます。今の件にも関連するのですが、結局、こうした労災関係の介護というのは、現在、1者応札となっている一般財団法人労災サポートセンターが、従来も行っていて、それがそのまま続いているということかと思えます。そう考えると、皆さんからもありましたように、複数応札にしていくためには、初めてのところがいかに入っていけるかということになるので、今の要件の話とか、本当にそれが必要なのかというのをよく検討して、分析していかないといけないのではないか、これはかなり大きな事業で8つに分かれていてもかなり大きいのでリスクがあるということで、なかなか参入してこないのじゃないかと思っていますので、その点はぜひお願いいたしたいと思えます。

○引頭委員長 事務局から何かありますか。

○事務局 確かにおっしゃるとおり、20年以上同じ事業者が続いている事業でございますので、こちらは実施要項にももう少しほかの事業者も入りやすいということで、検討材料とさせていただきますと思います。ありがとうございます。

○引頭委員長 では、ほかにございますか。よろしいでしょうか。

貴重な御意見ありがとうございました。今、いろいろ御意見をいただきましたが、やはり説明会になぜ1者しか来ていないのか、あるいはその背景にはいろいろなハードルがあるのではないかという問題提起がございました。単に情報開示の充実だけではなく、もう少し工夫をしないと1者応札の状態を打破することは難しいのではないかというのが、多数の委員の先生方からの御意見だったかと思えます。できる限りそうしたご意見を実施府省にお伝えいただき、御検討いただければと思います。

では、よろしいでしょうか。それでは、事業の評価（案）につきまして、監理委員会として異存はないということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思えます。

次に、議事次第3に移ります。続きまして、公共サービス改革基本方針（案）について、御審議いただきたいと思えます。本件は、前回4月の監理委員会で議論した内容を踏まえ、総務大臣が当委員会に付議したものでございます。それでは、事務局から御説明お願いいたします。

○新田参事官 それでは、資料3によりまして御説明を申し上げます。今、委員長のほうから御説明ございましたように、この公共サービス改革基本方針に関しましては、前回の監理委員会におきまして、まだ各省と調整途中のものにつきまして、作業途中の状況も含めまして、少し詳しく御説明をさせていただいたところでございます。そのため、非公開審議という形でやらせていただいていますけれども、個々の事業の内容を含めて御説明をさせていただきました。本日は、各省との協議も調った形で、この形で閣議決定を行いたいという成案ということでの御説明でございます。

ご承知のとおり、この基本方針につきましては、最初に政府としての基本的な姿勢を書いております本文の部分と、それから11ページ以降になりますが、個々の事業の市場化テストの実際実施に当たっての時期あるいは内容について整理をした実施計画となります別表に分かれています。本文の部分に関しましては、特に近年、法の運用に関して、政府として大きな方針転換があったというところではございませんので、基本的には前年踏襲という形で書かせていただいております。中身につきましては、従来、内閣府のほうで行ってありましたところが、今回、総務省に変わりましたので内閣府から総務省、あるいは内閣総理大臣から総務大臣にということで表記を改めておる部分が大半でございます、基本的には前年と同じ形で書かせていただいたところです。

中身につきましては、この公サ法に基づきます公共サービス改革に関して、どういう姿勢で取り組むのか、また、法に基づく事務をどのような考え方でやっていくのかということについて書いているものでございます。

次に、11ページ以降の実施計画に当たります別表のほうでございますが、この中身につきましては、各省での契約に関する検討の状況、あるいは官民競争入札等監理委員会での審議、あるいはヒアリングの状況などで時点修正を行っているところがたくさんございます。また、事業選定におきまして、昨年度新たに15事業が選定されておりますのでその中身について、追加をしているという形になっております。

前回の監理委員会のおきから比べまして、前回の監理委員会のおきには、新規事業が12ということで3つ少なかったんですけども、これは32ページにあります左側、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務、この上3つに関しまして、これも選定の方向ですということで前回御説明申し上げましたけれども、正式にこの別表の形に載ったということで、これを加えて15の事業が追加されているという形になっているところを補足的に御説明を申し上げます。

また、基本方針そのものの決定事項ではございませんが、これも同じように監理委員会の中の御審議の中で成績良好等によりまして、法の枠組みから外れることにより終了プロセスに移行したもの、これが過去の累計で66の事業になってございまして、この資料の付帯、参考資料という形で、閣議決定事項ではございませんけれども、そのリストは別途載せようと考えているところでございます。

私の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○引頭委員長 ありがとうございます。ただいま、御説明がありました内容について、御意見、御質問等ございましたら、御発言お願いいたします。いかがでしょうか。

北川委員、お願いします。

○北川委員 内容の前に、内閣府から総務省に変わりましたね。これで何か大幅に変わったとか、これはまいったとか、これはよくなったとか、それをまず一つ。そこからいって御説明を。

○引頭委員長 ありがとうございます。では、事務局からお願いします。

○新田参事官 基本は、内閣府というところは、機動的にその時々政府の重要課題を扱っていくということもありまして、ある程度軌道に乗った事業、業務につきましては、それぞれ一番ふさわしい省庁に移管をしていくという方針でもって、内閣府のスリム化法というものができまして、それに基づいて、この制度につきましても、法ができましてもう10年たっていると。中身についても、ある程度、安定的に運用してきているということもございまして、内閣府の手を離して一番親和性が高そうな総務省の行政管理局のほうに移管されたというものでございます。

移管に当たりましては、従来からやってきた業務の内容に支障がないように、引き続き同じようなやり方できっちり仕事ができるようにということを、特に留意をして移管を行っておりますので、仕事がやりづらくなったとか、こう変わったというところは、今のところは大きくはございません。特にまだ、新しい省庁に入って3カ月ほどでございますので、大きな変化はないところではございますが、逆に、せつかく行政管理局のほうに移管をされましたので、行政管理事務全般の中でこの市場化テストみたいな枠組みをうまく組み合わせていって、政府の仕事の仕方全般について見直す中のシナジー効果と言いましょいか、そういうものが発揮できるように、今後引き続き検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○北川委員 はい。

○引頭委員長 北川委員。

○北川委員 そういうことだと思うんです。逆に言うと、少し手なれてきて、順番でやってきたということになると、1者応札で云々ということでもいろいろありますが、逆に、私が聞くのは変な話だけれども、ここの委員会として、事務方として、こういうふうにゴキッと変えないととか、こういう立ち位置で行ったほうがいいのかということが、今回の場面転換がありまして、内閣府から総務省に個別に担当ということですが、そっちのほうの考え方は今、御説明いただいたんですけれども、ちょっと全体像が私は見えない面もあって申しわけないんですけれども、そういうことはどうですか。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○新田参事官 今、法ができて10年という話を申し上げまして、ある程度、軌道に乗ってきているという話もさせていただいておりますが、一方では、審議の内容がややマンネリ化してきている傾向もなきにしろあらずという面もあろうかと思っております。もともとの公サ法の趣旨であります民間の創意工夫を最大限に生かして業務改革をやるんだという部分について、例えば、実際には官民競争入札がほとんど行われていないみたいな部分を含めて、まだ不十分なところもあろうかと思っております。

それに関しましては、まさにそういう部分を総括的に皆様のほうで御議論いただいて、これからの官民競争入札等監理委員会での議論を含めて、あり方について御検討いただきたいということで、この次の議題でありますあり方ワーキングのほうでも、新たに審議いただいておりますので、その結果を踏まえて、おそらく来年の公共サービス改革基本方針

に関しましては、本文のほうも、あり方委員会の成果を踏まえて、かなり書きかえるんだろうというふうには考えておりますけれども、そういうところも含めて、ぜひしっかりと御審議いただければありがたいなと思っております。

○北川委員 ということでございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。よろしいですか。では、ただいまご報告いただきました公共サービス改革基本方針（案）について、異存はないということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、公共サービス改革法第7条第6項の規定により、付議されました公共サービス改革基本方針（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。なお、本基本方針は、6月下旬に閣議決定される予定でございます。

続いて、最後の議題でございます。議事次第4に移ります。官民競争入札等監理委員会・あり方の検討に関するワーキンググループの近況について、事務局よりご報告お願いいたします。

○小八木参事官 それでは、御説明させていただきます。資料の4と、お手元に配付しています資料のA、委員限りとなっておりますけれども、こちらのほうをあわせてごらんいただければと思います。

前回、4月19日の委員会で、あり方ワーキングが設置されまして、その後5月17日に第1回のワーキンググループということで、制度の目的、理念について及び今後の進め方等について、議論をしていただいたところでございます。

それから、6月2日に第2回のワーキンググループということで、なお、こちらのほうは後ほど説明させていただきますけれども、有識者のヒアリングということでPFIのほうには造詣が深いとお聞きしています根本祐二先生、それから、共通価値の創造と言われるCSVについて造詣の深い赤池学先生からヒアリングをしたところでございます。また今後、次回としましては今月の末に6月29日に第3回としまして、事業者のヒアリングとして市場化テスト受注事業者からヒアリングを行いましたり、あるいは受託事業者から見た現在の市場化テストのあり方、創意工夫を發揮し得る条件等について、意見聴取をする予定でございます。

お手元にある資料のAのほうをごらんいただければと思いますけれども、ワーキンググループとしましては、大きく2つミッションがあるというふうに考えてございます。一つは、10年を経過しましたので課題ですとか、いろいろ阻害要因というのを抽出していこうというふうな柱と、もう一つは、課題につきまして解決策を検討していこうという2本柱で考えてございます。

全体のスケジュールとしましては、まず、年度の前半でフェーズ1と書いてございますけれども、これまで2月、3月の委員会でいろいろ御意見を伺っているところでございますけれども、そういった課題、これはそのままフェーズ2のほうに行く予定でございます。

そのほかに1ポツ2ポツと書いていますけれども、一つはヒアリングを行いまして、あるべき運用イメージというのをイメージをして、それを阻害する要因というのがどういうふうなものなのかというふうなあたりで課題を抽出していくということです。

それから2ポツとしまして、10年間の総括ということで、これまでいろいろ成果も上がってきておりますし、ただ、一方でもうちょっとこういうところに先ほども新田参事官のほうからもございましたけれども、力を入れたほうがいいんじゃないかというふうなこともございますので、一旦は10年間の総括をしてみようというのがフェーズ1でございます。

そこで上がってきました課題というのをフェーズ2で整理をいたしまして、これが大体10月ごろと考えてございます。

フェーズ3におきまして、これはいろいろ実施府省にヒアリングをしたりとか、あるいは官のほうでも、モニタリングをしているような行政機関とかにヒアリングをして、解決策というのをその後探っていくというのがフェーズ3だと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、制度の狙いというか、どういうフィールドの中でやっていくのかというところがこちらの紙でございます。

法の全体像としましては、一番左端、法の求める結果としまして、質の維持向上、それから、経費の削減というふうなことが法律上定められておりまして、法の目的、あるいは法の基礎の基本理念というようなところに定められております。それを実現するための手段として、透明かつ公正な競争を経て、民間事業者の創意と工夫、これを引き出していった、適切に反映させていくというのが法の基本的なたてつけになっているわけでございます。それに当たりましては、国民の立場、その国民というのは、公共サービスによってその利益を享受するというふうな立場の国民の皆さんの立場に立って公共サービスの全般について、不断の見直しを図っていくということが法律上定められています。詳しくは、その次のページに法律の参照条文をつけさせていただいております。

こういったことをやっていくに当たりまして、先ほどのフェーズ1のところなんですけれども、一旦グーッと引いて見ていくということも有益かということで、一つ目の丸としまして、ヒアリングの対象としまして、公民連携の最近の動向というふうなことです。これは先ほど申し上げた根本先生、PFIの最近の動向なんかについて、御説明いただいたところでございます。

それから、関連しそうな動きということで、関連性自体は、これは未知数なんですけれども、サービスデザインですとか、あるいは共通価値創造。最近はお存じの先生方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、民間企業の経営戦略の中に、公共的な取り組みを位置づけてやっておられるという企業もいらっしゃいますので、民間の創意工夫といったときの、ある意味最大限の部分で、そこはということなのかというふうな問題意識で、CSVについてというようなヒアリング。これがグーッと引く角度ですね。

それから、民間事業者ということで、市場化テストで受託した民間事業者等というふうなことで、民間の契約とどういうふうに行行政の契約が違うのかといったあたりですとか、

官と民のコミュニケーションでこれから工夫していくようなことがないのかというふうなことです。

それから、行政機関としては、これはフェーズ3になるとは思いますけれども、実施府省などにインセンティブ等について、ヒアリングしていくという、大まかにはそういうふうなスケジュールで考えております。

それぞれの中での第1回、第2回のいろいろ御意見がございまして、第1回目のときは、制度の狙いに鑑みれば質とか民間事業者の創意工夫をいかに引き出していくのかというふうなあたりが大切なのではないかと。民間事業者にとって魅力がある、あるいは、ここでも一遍議論していただきましたけれども、リスクというのはどういうふうにそれを受けとめられているのかというふうなあたりが重要だというふうな御意見がありました。

それから、ヒアリングに関しまして、最近IoTとかビッグデータ、あるいは人工知能など、こういったところでいろいろ動きがございまして、近い将来に影響を与えるような動きについてもヒアリングをしておいたほうがいいのではないかとということ。

それから、民間事業者につきましては、以前応札していたけれども、最近はなかなか応札しないという事業者について、その背景には何があるのかというあたりをヒアリングをしたほうが良いという御意見をいただきました。

それから、まずは課題整理に関しましては、中長期的な課題と足元の課題というのを区別することが大事といった御意見も頂戴したところでございます。

また、この見直しの射程範囲ですけれども、法改正は特段視野には入れてございませんので、先ほどの民間の創意工夫とか、もろもろの重要タームにつきまして、現代的に解釈していくという方向を模索していったほうが良いのではないかとというようなお話がございました。これは第1回目の主な意見でございます。

第2回目のPFIに関しましては、市場化テストでもやっていたところでございますけれども、根本先生のほうからは、事業の包括化とか複数年契約によって、創意工夫が引き出せるところがあるのではないかとというふうなお話があって、これは今までと方向性が同じところでございます。

また、質に関してのところの影響があると思いますし、民間の創意工夫を引き出す一つの方法だと思いますけれども、性能発注というふうなことがPFIにつきましては、基本となっておりますので、そういったものも参考になるのではないかとといったお話がございました。

最後になりますけれども、民間事業者の創意工夫に関して、CSVについてヒアリングを行いまして、赤池先生のほうからは民間事業者が経営戦略に公共的な取り組みを位置づけて価値を創出しているさまざまな事例を御紹介いただいたところです。例えば、旅行代理店とJAとか、ディベロッパーさんとか、ハウスメーカー、あるいは各種の地場産業というか、地域に雇用を生んでいるようなメーカーとかがいろいろ協力することによって、子育て環境の改善とか、埋もれた観光資源の掘り起こしとか、いろいろ価値を引き出しているとい

うふうな、これは直接市場化テストと関係するわけではないですけれども、民の創意工夫といったときの参考として、そういうお話があったわけでございます。

以上、簡単にではございますけれども、これまでやった2回につきまして、御報告させていただきます。

○引頭委員長 御説明ありがとうございました。ただいま御報告ありました内容につきまして、御意見、御質問等ございましたら御発言お願いいたします。いかがでしょうか。

はい。尾花委員、お願いします。

○尾花委員 質問がございまして、幾つかの省庁のこういった契約の方法についていろいろ伺っている際に、例えば、新しい技術を導入するような場合、省庁は既に特定の業者さんと話をつけた上でこの技術を前提とした業務の導入を決定し、その技術を前提に入札をかけるというようなものもあるように思います。そうすると、その技術について提案した業者が落札し、最初に入場券的なものを取得してしまうと、後々その保守のところまでその業者で調達が行われるというのが、システム等なんかでは見られるかのような気がします。

そうすると、既存の事業を前提として、どう調達するかというよりも、どういう事業をつくるかというところまで、特にシステムについては、システムの最初の構築の部分から何か工夫をしないと難しいなというのが、このところの私の審議の印象なんです、あり方のワーキンググループだと、とりかかりの部分は既存の事業があって調達方法を見ると感じになるんでしょうか。それとも、事業の組成の部分からも多少意見を述べられることになるんでしょうか。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○小八木参事官 そのあたりは、今後議論していく中で、どういったものを課題に立てていくかという話にもなってくると思うのですけれども、先ほど御説明した中で、質の改善というふうなこと、質の維持向上というふうなあたりを追求していくと、どういう事業を切り出していくのかとか、そういったあたりも実は結構重要になってくるんじゃないか。

要するに、民間事業者の裁量が及ぶものが単位というのは、それぞれ業務ジャンルで違う部分というのはあると思うんですけれども、そのあたりのどの辺に線引きをしていくのかというふうなあたりは結構重要だと思います。

ただ一方で、システムにつきましては、政府全体の計画みたいなやつがあって、こことはまた離れたところで全体のシステムをどういうふうこれからやっていくのかというあたりが決められている面が、一方でありますので、そういったところとも調和を図っていきながらやっていく必要があるのかなと考えています。

○引頭委員長 新田参事官、お願いいたします。

○新田参事官 若干補足いたしますと、先ほど御説明したフェーズでいいますと、フェーズ1の段階では、特にここまでとかという議論の範囲を狭めるのではなくて、少し広めに議論をさせていただいて課題を出していくと。実際にそれをどういうふうな仕組みとして

落としていくのかというフェーズ3のところ、いろいろな関係の制度なども含めて議論して、ちょっとここは手に余るかなという部分については、先送りという提案になるということもあろうかと思えますけれども、そこらあたりは仕分けながら議論していくと。

最初の段階では、特に自主規制みたいなことはせずに、議論していただければと考えているところでございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

では、野口委員、お願いします。

○野口委員 今回の議論に関連してなんですけれども、公共サービスに、例えばそういう技術を何かお願いすると、何か技術を持った企業にお願いするとか、そういったベンチャーとかにお願いするという場合、日本の場合はどうしてもあまりリスクを取りたくないというか、取らない傾向にあると思うんですね。

あまりアメリカではと言いたくないんですけれども、アメリカとかだと非常にベンチャーでまだすごく小さい企業なんだけれども、将来性がある技術が確かだということにいきなりリスクを取って公共サービスというか、そういったところを任せるということもあるんですけれども、そういった公共サービスがなかなかリスクが取りにくい環境が日本はあると思っていて、そういったものが新しい新規産業の障壁になっているんじゃないかなというのが一つ。例えば、先ほどのディープラーニングとかいうお話もありましたけれども、今後そういった、いわゆる新技術、非常に有用な公共サービスを評価したり、あるいは政策立案のためのビッグデータの解析なんか非常に有用な部分のところで、公共サービスの場をむしろ彼らに提供して、何か社会実験をしていただくような場が、もし提供できればもう少し新しい人たちというんですかね、いわゆるそんなにお金は要らないんだけれども、将来のビッグビジネスに向かって何か実験の現場を提供してもらえれば入ってくるという、そういったメリットが民間の側にも出てくるんじゃないかなというふうにお話を伺っていて思いました。

○引頭委員長 貴重な御意見ありがとうございます。事務局から何かありますか。

先ほどおっしゃった行政管理局との親和性について、もし何かあればお願いします。

○新田参事官 行政管理局というより、総務省が「異能vation」でしたか、異能の人材を募集するというのを、たしかやっていたと思えますけれども、そういう部分とも関係はあるかと思えますので、よく勉強させていただければと思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

清原委員、お願いします。

○清原委員 すみません、ありがとうございます。先ほどの労災ケアサポート事業や労災特別介護援護事業で考えてみたんですけれども、少子高齢化の中で、例えば今、自治体の現場では質的に考えるよりも量的な待機児童解消であるとか、あるいは高齢者のグループホームの支援員の必要性だとか、いろいろなサービスにおいて人材の面で重要な課題が顕

在化しています。特に競争性を高めようとする場合には、よい人材をどれだけ確保できるかということは極めて重要です。単に経費を削減するというのではなくて、質も確保するということがきちんと今回の検討の中にはうたわれておりますので、そうであるならば、私たちはやはり真剣に人材の育成であるとか、そういうことを問題提起していかなければいけないのではないかなというふうに感じているんです。

公共団体である市役所、町役場、村役場でも有能な人材というのは、もちろん必要ですけども、全て直営でやるわけではなくて、今、基礎自治体においても国の公共サービスのあり方に学びながら指定管理者制度であったり、委託であったり、いろいろ民間の力をいただいているわけです。そのときに重要なキーワードは、どれだけ優れた人材、公正な人材を確保するかということです。

ですから、今回ヒアリングでもそういう問題提起があったのではないかなと拝察するんです。人材の問題についてはよく課題だと言われるんですけども、じゃ、どのように解決すればそれを克服できるのかということは、いつも残り続ける点でもあるので、ぜひ人材確保についての御検討を課題に位置づけていただければと思います。

以上です。

○引頭委員長 人材の点、非常に重要だと思います。ありがとうございます。事務局からございますか。

○小八木参事官 質の問題ですので、質に関してどういうことがなし得るのか、そこも含めて最終的にどういうふうに落とし込んでいくのか。取っかかりとしましては、先ほどの資料Aの2枚目、1枚目の裏側でございますけれども、国民の立場に立って公共サービスの全般について不断の見直しというふうなところとか、あるいは質の維持向上というふうなところ、これを実施府省のスキームとどういうふうに組み合わせていくのかというふうなあたり、その辺は一つ重要な問題じゃないかなと考えています。

どうもありがとうございます。

○清原委員 よろしく願いいたします。

○引頭委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

はい。井熊委員。

○井熊委員 あり方ワーキングに出ている立場から御報告というか、この前のヒアリングは勉強になったなと思いました。根本先生と赤池先生が言われた2つの中で、やはりPFIとかPPPの方向なんかは官があるバウンダリーを提示して、その中で質を上げなさい、効率を上げなさいということだけではなくて、それを一つの基盤として、より価値を生むという、追加的な価値を生むというようなところを非常に強調されて、PFI、PPPの方向がそちらの方向にもやられていくんだと。

赤池先生も同じようなことを言われていて、この辺はこの委員会のどこまで属するかはわからないのですけれども、そういう価値を上げる機会を提供することによって、事業の魅力とバリューを上げていく、そういうような話が大変印象的だったなと思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

はい。古笛委員、お願いします。

○古笛委員 ここでお話しするのが適切かどうかわからないんですけども、入札監理小委なんかで担当させていただいて、1者応札がずっと続いていますと、工夫をしていますということで、じゃ、継続とかいうこともあるのですけれども、そもそもが最初からこれは民間に委ねることに無理があるんじゃないかというようなものも、中にはあるのではないかということなのかも思っています。

それから、今日の労災サポートの件も、介護をやっている事業者さんというのはたくさんあるんですけども、だからといって取れるか取れないかわからない事業のために人を集めて、チャレンジしてみたけれどもだめだったということで、じゃ、その人たちをどうするのかというようなことも考えると、現実的にはなかなか、できるけれども現実的にそれをやろうとチャレンジするかというと、なかなかハードルが高いななんていうところもあるかと思います。

だからといって諦めるというのではなくて、これもなかなか難しいと思うんですけども、労災でも自賠責でもよく似たことをやっているんで、こちらがだめだったらこちらとかいうふうに、もうちょっと横断的に何かチャレンジできる機会などあれば、もっと違ってくるのかなとかいうこともあるので、一つ一つの事業について検討するというのも大事だけれども、どこかで広く御検討いただけたらなと思っています。

以上です。

○引頭委員長 ありがとうございます。大変重要な御意見だったかと思います。ありがとうございます。ほかにございますか。

ありがとうございます。先ほど、古笛委員がおっしゃったように、一つ一つについてのソリューションもさることながら、それも重要ではございますが、もう少し幅広に見なければいけないという視点や、何人かの委員の方からの御指摘にもありました、創意工夫、あるいは質の向上、こうしたことが具体的にどのようにしたら実現できるのかということについて、今回のフェーズ1の段階では、先ほど事務局からお話があったように、特に制限を設けず前広にいろいろディスカッションさせていただきたいと思っております。よろしく御願いたします。

では、そういうことでよろしいでしょうか。

ワーキンググループについて、大変貴重な御意見いただきました。ありがとうございます。資料4のフェーズ2のところにあるとおり、10月をめどに中間整理がなされることになっております。次回の御報告では、この整理された課題について、委員への共有を図っていただければと思います。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。それでは、本日の監理委員会を終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

— 了 —